

鳥取市告示第 2 9 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 4 6 第 1 項の規定に基づく所有不動産の移転登記に係る公告申請書が提出されたので、同条第 2 項の規定により次のとおり不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者は、市長に対し異議を述べるべき旨を告示する。

令和 7 年 7 月 1 1 日

鳥取市長 深 澤 義 彦

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名 称	長谷部落会
区 域	鳥取市長谷 7 4 番地の 1 から 5 3 4 番地まで及び鳥取市倭文 7 0 6 番地の 2 の区域
主たる事務所	鳥取市長谷 1 0 5 番地

2 申請不動産に関する事項

建物

名 称	延床面積	所 在 地
なし		

土地

地 目	面 積	所 在 地
保安林	3854 m ²	鳥取市長谷字沢田 6 9 4 番
原野	373 m ²	鳥取市長谷字沢田 7 2 3 番
山林	991 m ²	鳥取市長谷字滑ヶ谷 7 2 5 番 3
原野	1983 m ²	鳥取市長谷字築地ヶ内 7 2 6 番 2
原野	1652 m ²	鳥取市長谷字築地ヶ内口分 7 3 4 番
原野	462 m ²	鳥取市長谷字築地ヶ内口分 7 3 6 番
山林	14578 m ²	鳥取市長谷字荒田 7 3 8 番
山林	14578 m ²	鳥取市長谷字荒田 7 3 9 番
山林	19966 m ²	鳥取市長谷字細蛸 7 4 0 番 1
原野	138 m ²	鳥取市長谷字神谷中分 7 6 9 番
原野	317 m ²	鳥取市長谷字神谷休前 7 9 9 番

3 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所別紙のとおり

4 異議を述べることができる期間

令和7年7月11日から令和7年10月11日まで

5 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

6 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類の提出による。

7 担当課 鳥取市市民生活部協働推進課

氏名又は名称	住 所	共有持分
宮脇一善	鳥取市長谷 5 1 8 番地	245 分の 47
建部憲二	鳥取市長谷 1 9 0 番地 1	245 分の 47
建部稔	鳥取市長谷 1 7 8 番地	245 分の 47
片山明	鳥取市長谷 1 0 2 番地 2	245 分の 47
大畑美佐雄	鳥取市長谷 7 4 番地 1	245 分の 47
長谷川肇	鳥取市長谷 1 1 9 番地	245 分の 5
岡田教果	鳥取市長谷 5 4 6 番地	245 分の 5